地方行政サービス改革の取組状況等(令和2年4月1日現在)

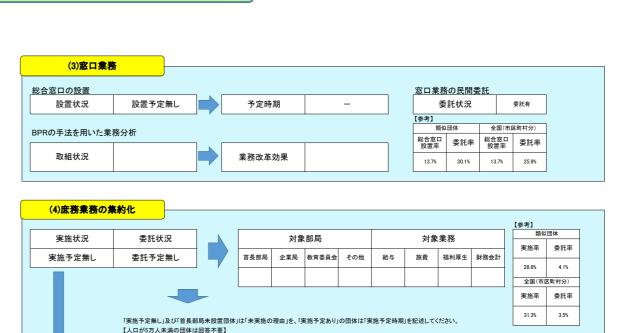
BPRの手法を用いた業務分析 取組状況

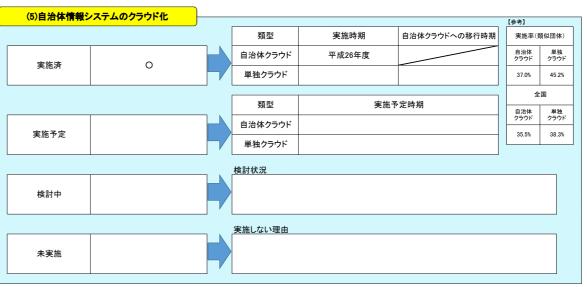
自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分	
212199	岐阜県	郡上市	都市 I-2	

	I		【参者】 類似団体	全国(市区町村
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	委託率	委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.6%
案内·受付			92.3%	91.1%
電話交換			94.7%	93.2%
公用車運転			90.3%	87.9%
し尿収集			96.3%	98.1%
一般ごみ収集			95.5%	97.4%
学校給食(調理)	0	安心・安全の学校給食の提供は市の責務であることから、引き続き直営で運営していく。	69.4%	71.6%
学校給食(運搬)			93.8%	91.2%
学校用務員事務	0	臨時職員に順次移行中	30.0%	37.0%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修·清掃等			98.6%	97.2%
ホームヘルパー派遣			97.9%	99.1%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
トームページ作成・運営			97.0%	97.5%
調査・集計			98.4%	96.4%

(2)指定管理者制度等の導入

	公の 施設数	制度導入 施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体 導入率	全国(市区町井 導入率
								-
体育館	25	2	8.0%	直営している体育館は、小規模かつ無人であり、指定管理になじまない。	0		40.8%	39.8%
競技場(野球場、テニスコート等)	19	3	15.8%	直営している競技場等は、小規模かつ無人であり、指定管理になじまない。	0		49.3%	48.0%
プール	1	1	100.0%		0		58.1%	51.3%
海水浴場	0	0			0		0.0%	14.1%
宿泊休養施設 (ホテル、国民宿舎等)	4	4	100.0%		1	指定管理者制度新規導入施設に対し、期間を設け関係部署の職員を常駐させている。	87.0%	86.7%
休養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	6	5	83.3%	指定管理者制度を導入していない施設は、無人の温泉のスタンドであり、制度を導入 する必要がない。	0		72.3%	75.9%
キャンプ場等	6	6	100.0%		0		65.9%	58.8%
産業情報提供施設	18	17	94.4%	施設の管理運営上、指定管理者制度を導入する必要がない。	0		88.5%	74.7%
展示場施設、見本市施設	4	4	100.0%		0		100.0%	64.9%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	53.3%
大規模公園	10	0	0.0%	いずれも無人の公園で、管理事務所もないため、日常的な管理は必要なく、清掃等の部分的な業務に限られるため。	0		38.4%	44.3%
公営住宅	40	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	0		13.0%	15.3%
駐車場	4	1	25.0%	庁舎等の施設に隣接している駐車場であり、公の行事等に開放することも多く、指定 管理に適さないと考える。	0		21.2%	37.6%
大規模霊園、斎場等	4	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	1	利用頻度の高い斎場のみ職員を常駐させる。	16.9%	22.3%
図書館	7	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	7	図書館は公民館、市民会館等との複合施設であるため。	17.1%	19.8%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	10	2	20.0%	文化財等の適正な管理・保護の面と、施設の有効活用の両面から十分な検討が必要 なため。	7	文化財等を管理している博物館・資料館等については、学術研究等の必要性から職 員配置を行っている。	26.8%	27.9%
公民館、市民会館	26	0	0.0%	社会教育法の公民館は直営で運営すべき施設であると考えている。また、市民会館は市教委事務所を兼ねている。	16	社会教育法の公民館であり、市が設置をすべきものである。また、市教委の事務所を 兼ねる施設もあり、必要な業務を行うため市職員が常駐している。	20.4%	23.1%
文化会館	5	1	20.0%	市教委事務所及び社会教育法の公民館を兼ねる施設であり、現時点では直営として いる。	3	市教委事務所又は振興事務所の一部業務を実施しており、当該業務に従事する市 職員が常駐している。	46.7%	51.6%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			0		64.6%	49.8%
特別養護老人ホーム	1	0	0.0%	特別養護老人ホームと養護老人ホームの併設施設であり、市としての管理運営手法について検討を要するため。	1	当面は直営での管理運営を継続するため、職員を常駐させている。	87.5%	73.8%
介護支援センター	0	0			0		51.9%	48.5%
福祉・保健センター	22	11	50.0%	指定管理者制度を導入していない施設は、保健センターが主であり、これらは直営で 運営する施設である。	8	市が設置する保健センターとして職員を常駐させている。	45.3%	53.2%
児童クラブ、学童館等	4	0	0.0%	施設が保育圏等と一体化されているため、児童館機能のみを指定管理することはできない。(複合先の施設の指定管理と一体的に検討が必要)	4	市が設置する児童館として職員を常駐させている。	15.5%	23.8%





業務改革効果

